

地方自治法第199条第7項の規定による、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。

平成26年10月16日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 千 葉 正 弘

記

1. 監査の実施日 平成26年10月3日
2. 監査の対象 財政援助団体（抽出）  
栃木市ブランド推進協議会
3. 監査の方法  
あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。
4. 監査の結果  
補助の目的に適合した事務事業が執行され、良好なものと認められた。  
以下、これを内容別にあげれば次のとおりである。

### (1) 事業の状況及び効果について

1市3町の合併後、大平、藤岡、都賀のそれぞれの地域において、ブランドの認定事業が行われていたが、栃木市全体に網羅したオール栃木として新たな地域ブランドを早急に確立する必要性があったことから、既存ブランドである「おおひらブランド」、「ふじおかブランド」、「つがブランド」、栃木市商工会議所ブランドの「とちぎ蔵ものがたり」の統合と新規ブランドの合意形成を目的として平成24年7月に栃木市ブランド推進協議会が設立された。

栃木市ブランド推進協議会では、ブランド推進に係る開発支援、普及促進に関すること、ブランド品の認定に関する審査や意見書の作成等の役割を担っている。

平成25年度においては、平成25年10月から11月にかけてブランド商品を募集し、平成26年1月に申請品の審査を行い、申請された8点（菓子2点、加工品3点、工芸品2点、農産物1点）がブランド品として認定された。また、ホームページの作成、パンフレット作成、東武宇都宮百貨店栃木店に「とちぎ小江戸ブランドコーナー」を設置し、広報活動にも努めている。さらに、ブランドの内容充実を図るため、歴史や文化等の分野も組み入れ、訴求力の高いブランド戦略の構築に向けた制度設計の調査研究に努め、栃木市ブランドによる栃木市の地域発展を担っており、協会の果たす役割は重要なものとなっている。

### (2) 会計経理について

平成25年度における市からの補助金（2,500,000円）は、栃木市の地域ブランドの内容充実を図り、ブランド品の開発支援、普及促進を目的に交付されたもので、確実に受け入れられており、支出についても、とちぎ小江戸ブランドとして新規商標登録出願代、パンフレット作成料及びホームページ作成費等、目的に沿って執行されている。

また、諸帳簿並びに書類は符合しており、適正に処理されていた。

〈平成25年度決算状況〉

収 入	3,220,346 円
支 出	2,655,677 円
差引残額	564,669 円

### (3) 要望事項について

当協議会においては、広報とちぎ、ホームページ、首都圏観光キャンペーンやとちまるショップでのPR活動のほか、市内に訪れた観光客に対するパンフレットの配布など広報活動の取り組みは高く評価している。今後は、事業収入の確保についても検討し、認定事業者の意

識の高揚が図られるよう努め、栃木市の魅力と価値を市内外に伝えられるようインターネットによる通販部門を販路拡大し、地域資源ブランド品の開発支援及び普及促進に尽力されたい。